

ブロックチェーンと法整備について

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士

落合 孝文

3.2.法制度面の課題調査（横断的テーマ）

- 「ブロックチェーン法制度検討会」における意見や有識者等へのヒアリングから、①法令で電磁的記録による交付が認められている場合に、その具体的方法としてメール、クラウド等を主に想定した条項が定められている場合における、ブロックチェーンを活用した交付等の適法性、②スマートコントラクトによる契約の有効性、③トークンの移転に伴う権利移転の有効性等が法制度上の論点として指摘された。これらは様々なユースケースに係る法的な論点であるため、横断的なテーマとして、検討を行った。
- ブロックチェーンを活用した電磁的記録による交付等については、適法に実施できる可能性が高いとの意見が抽出された。
- 一方で、機械語で記述されたスマートコントラクトについては、採用するブロックチェーン基盤によっては、再現性がないため、証拠の保存など実務的な取組が必要であり、さらにトークンの移転の有効性については、ブロックチェーン上に記録された権利と実際に権利を保有する者の権利が保護されない可能性があるといった問題が指摘された。

項目	論点		構成員からの指摘事項の例
ブロックチェーンを活用した電磁的記録による交付等の適法性	法令で電磁的書面による交付が認められている場合に、その具体的方法としてメール、クラウド等を主に想定した条項が定められている場合、ブロックチェーンによる交付等は認められるか。		クラウドと同様に考えられる場合が多く、ブロックチェーンによる電磁的記録による交付等は、適法に実施できる可能性が高いのではないかと。
スマートコントラクトによる契約の有効性	契約の成立	スマートコントラクトによる契約の締結は、契約として有効であるか。	原則として当事者の意思の合致があれば、契約は成立する。ただし、機械語で記述され、自動的に契約が執行されるスマートコントラクトについては、契約が有効となるために、当事者間での仕組みの認識を含めた事前合意が必要であると考えられる。
	証拠	訴訟におけるスマートコントラクトの証拠力はどのように考えられるか。	形式的証拠力が争点になる訴訟は訴訟実務上少なく、形式的証拠力の有無が社会実装にあたっての障害とはなりにくい。但し、文書の作成者が争われた場合には、電子署名法の要件を満たす電子署名があまり使われていないこともあり、文書の成立の真正の推定（いわゆる二段の推定）が働かないことから、理屈の上ではブロックチェーンの利用者に若干のリスクが残る。 また、可読性がないコントラクトコードだけでは、実質的証拠力に乏しく、第三者が見て記録を理解できるようなインターフェイスが必要と思われる。さらに、コントラクトコードを保存しておき、紛争が発生した際に実行したとしても、採用するブロックチェーンの基盤によっては、同一の実行結果とならない場合がある。そのため、契約等の締結時に実行結果を保存しておくなどの実務的な対応の検討も必要となりうる。
トークンの移転に伴う権利移転の有効性	動産・不動産の所有権や債権をトークンに載せ、譲渡した場合、適法な権利の移転として認められるか。		譲渡の効力は、一部の例外を除き、当事者の意思表示の合致により発生すると考えられる。 ただし、法令上対抗要件を要する権利の移転については、ブロックチェーン外で登記等の対抗要件を満たさなければトークン上に権利を記録しても、二重譲渡や倒産等の場合に、権利の取得を対抗できないと考えられる。

・ 欧州

– スイス・ブロックチェーン法

- ・ **アセットトークン等を含む未登録証券**（Uncertificated Register Securities。DLT電子記録簿（DLT-based electronic register）を用いて行使、譲渡されるとの当事者間の合意があり、一定の技術要件を満たすことが要件）についての法整備
- ・ **破産法等の整備を含めて権利の安定性の向上**や、DLT取引施設（DLT Trading Facilities）へのライセンス、株式会社法等の組織法の改正なども含む内容

– リヒテンシュタイン・テクノロジーサービスプロバイダー法

- ・ トークンコンテナモデル：**トークンはあらゆる種類の権利を保持する機能を備えたコンテナとして機能**し、コンテナには、不動産、株式、債券、金、アクセス権などの資産を表す権利を積み込むことができる
- ・ 信頼できるテクノロジー（Trusted Technology; **TT**）**キーの保有者がトークンの処分権限を有する**ものとされ、**トークンを処分できる立場（possessing the power of Token disposal）の者は、トークンを処分する権利（the right to dispose of the Token）を有する者と推定**するなどとされている。また従前のトークンの処分権限を有する者は、トークンを処分する権利があると推定されるものとされており、法令にそったトークンの処分が、権利の処分と一致するように法制度が整備されている。

・米国

- － 連邦法単位では整備されていないが、州法での立法例がある

- ・ バーモント州

- － 2016年にブロックチェーンに記録された情報の証拠能力を規律する法律が立法

- ・ ワイオミング州

- － 統一商法典9条を修正する法案（W.S. SF0125）を2019年9月に可決し、次の主要な要素を定めている。
 - － (1) ブロックチェーン資産の定義のベースラインセット
 - － (2) ブロックチェーン資産の分類
 - － (3) ワイオミング州統一商法典第8条および第9条における担保権の完全性と優先順位に関する規定のブロックチェーン資産への適用関係
 - － (4) ブロックチェーンカストディアンをワイオミング州統一商法典第8条に基づく証券仲介者として扱うための規則

- ・ イリノイ州

- － 2020年にブロックチェーンテクノロジー法を制定。ブロックチェーンの記録の書面性だけでなく、スマートコントラクトの執行可能性も規定するものとなっており、他の州法より進んだ面もある

- ・ その他

- － アリゾナ州、デラウェア州、オハイオ州、テネシー州、ノースダコタ州、ネバダ州等の複数州において、ブロックチェーン上の記録の取り扱い（契約の書面性要件の関係等）に関する立法

・ 中国

- － ブロックチェーン情報サービス管理規則

- ・ ブロックチェーンに関する業法的な規制の側面が強い。なお、裁判例には暗号資産等の私法的性質に関するものが多い

- － 暗号法

- ・ 同法の他にも、デジタル人民元関連の法整備等も行われている

- － 最高裁判所においてブロックチェーンの証拠能力を認める解釈の他、ブロックチェーンの記録を利用した裁判例もある（杭州インターネット裁判所（2018）浙0192民初81号）

ご清聴ありがとうございました。

お問い合わせ先

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
〒100-0011
東京都千代田区 内幸町2-2-2
富国生命ビル (受付: 16階)
WEB: www.aplaw.jp

パートナー／弁護士 落合孝文
E-Mail: takafumi.ochiai@aplaw.jp
(第二東京弁護士会所属)

